

## 令和 2 年度 事 業 計 画

### 1 公益目的事業の推進

当公益財団法人は、その事業を定款第 4 条(事業)に定めており  
 社会福祉事業に対する助成、寄付  
 社会福祉に関する協力運動及び行事等の協賛  
 社会福祉の広報啓発活動

等の事業を推進して京都府内の社会福祉事業の拡大増進に寄与することを目的としており、次のとおり公益目的事業を積極的に推進することとする。

#### (1) 各種福祉団体等に対する助成事業

京都府内に所在する各種福祉団体、ボランティア団体等に対して当該団体が行う事業を支援するための助成金を贈呈する。

#### (2) 地方自治体に対する寄付事業

京都府内各自治体が実施する各種福祉事業を積極的に支援するため、地方自治体に対する寄付事業を推進する。

#### (3) 障害者スポーツへの支援事業

本年度、東京パラリンピックが開催されることを契機に従来から実施している障害者スポーツ大会への支援に加え、障害者スポーツフォーラムへの支援事業を推進する。

### 2 積極的な広報活動と新規助成団体の拡大

助成・寄付事業を推進するため、当財団のホームページ、業界紙等あらゆる広報媒体を活用して、積極的かつタイムリーに広報活動を行い、当財団の事業が「公益性」であることを内外に PR するとともに、新規助成団体の拡大を図る。

### 3 具体的事業計画表

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

科	目	内 容
<b>I 社会福祉事業</b>	1 社会福祉事業に対する助成事業	(1)社会福祉、ボランティア活動等福祉事業に対する助成 (2)地域福祉、在宅援助等民生活動に対する助成 (3)身体障害者、発達障害者等の支援事業に対する助成 (4)青少年の健全育成事業に対する助成 (5)社会福祉施設が行う各種事業に対する助成 (6)高齢者など社会的援助を必要とする事業に対する助成
	2 社会福祉事業支援のための寄付事業	京都府及び地方自治体が行う福祉事業を支援する目的の寄付
	3 障害者スポーツに対する支援事業	天皇盃全国車いす駅伝競走大会及び障害者スポーツ大会への助成
<b>II 広報啓発活動</b>		ホームページ、テレビ、新聞、業界紙等を媒体として公益目的事業の広報啓発活動の推進